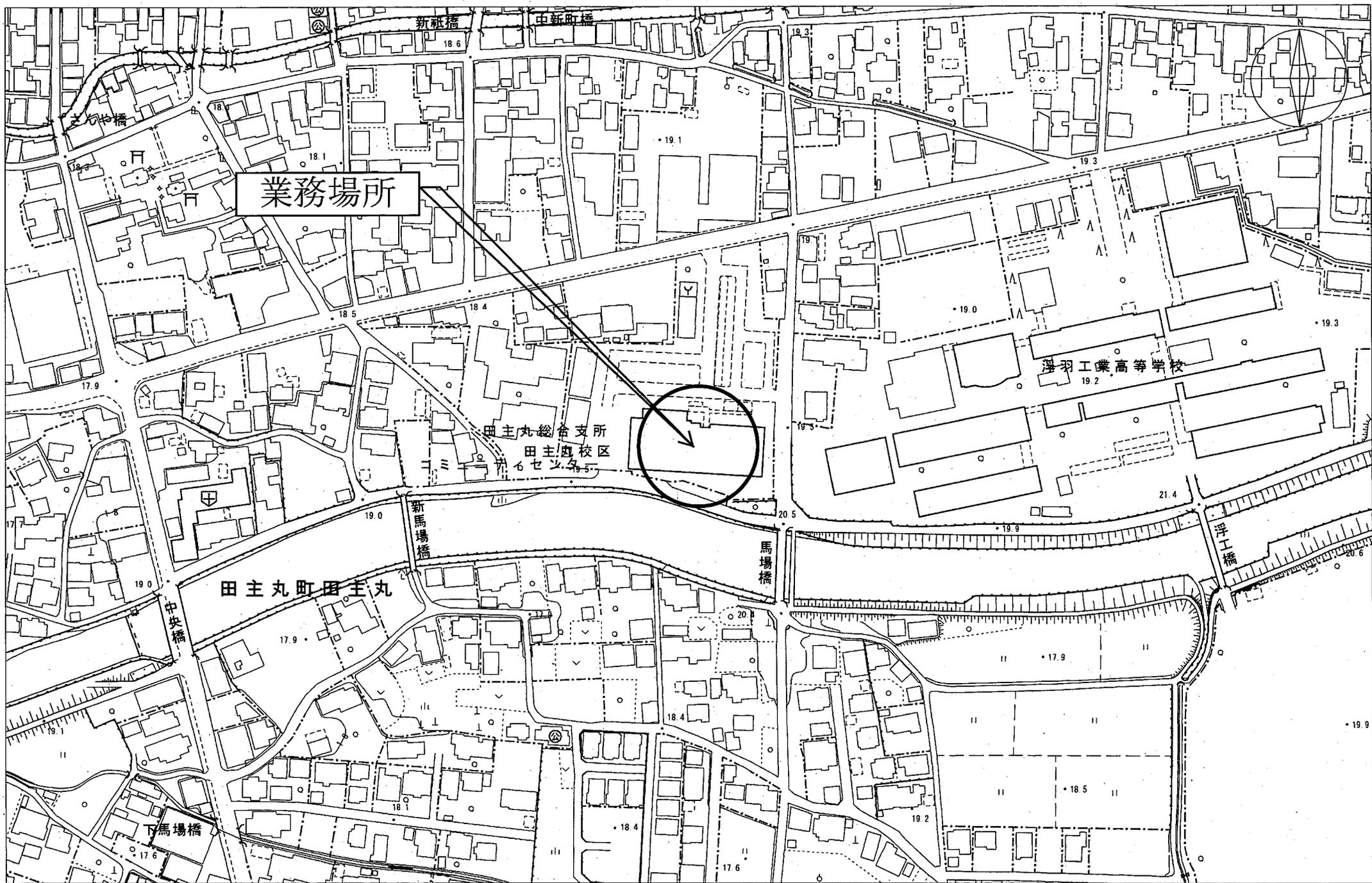


田主丸総合支所止水板設置業務 仕様書

- 1 件 名 田主丸総合支所止水板設置業務
- 2 履行場所 久留米市田主丸町田主丸459番地11
- 3 履行期間 契約の翌日から60日間
- 4 業務内容 田主丸総合支所建屋外周の出入口・通気口、計9か所に止水板を設置するもの
 - ・設置個所は以下の通り。
 - ①正面入口・②清掃室横入口・③空調機械室入口・④⑤空調機械室通気口2か所
 - ⑥地域包括支援センター入口・⑦田主丸校区コミュニティセンター西側入口
 - ⑧西側廊下入口・⑨多目的室入口
 - ・設置個所③④⑤については土間コン打設の上、設置。
 - ・設置個所③④⑤にある空調室外機は別途業務にて移設するため、工程については別途業者と調整すること。なお、空調室外機の既設冷媒管・電線の壁貫通箇所撤去部は、土間コン打設に併せて補修すること。
 - ・止水板はAquaFence社製FLASHWALL同等品以上とする。
- 5 留意事項 下記の事項に留意すること。
 - ・作業は、施設の業務に支障のないように行うこと。
 - ・作業日時は、市担当者と打ち合わせの上、決定すること。
 - ・契約履行に必要な電力、水は無償で支給する。
ただし、使用するために必要な仮設設備は受注者側で準備すること。
 - ・業務に伴い発生した廃棄物は、適正に処分すること
- 6 その他 **【暴力団排除に関する事項】**

受注者は、本件の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

 - (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市担当者に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - (2) 暴力団等から不当要求による被害または作業妨害を受けた場合は、その旨を速やかに市担当者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
 - (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、作業に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに市担当者と工程に関する協議を行うこと。

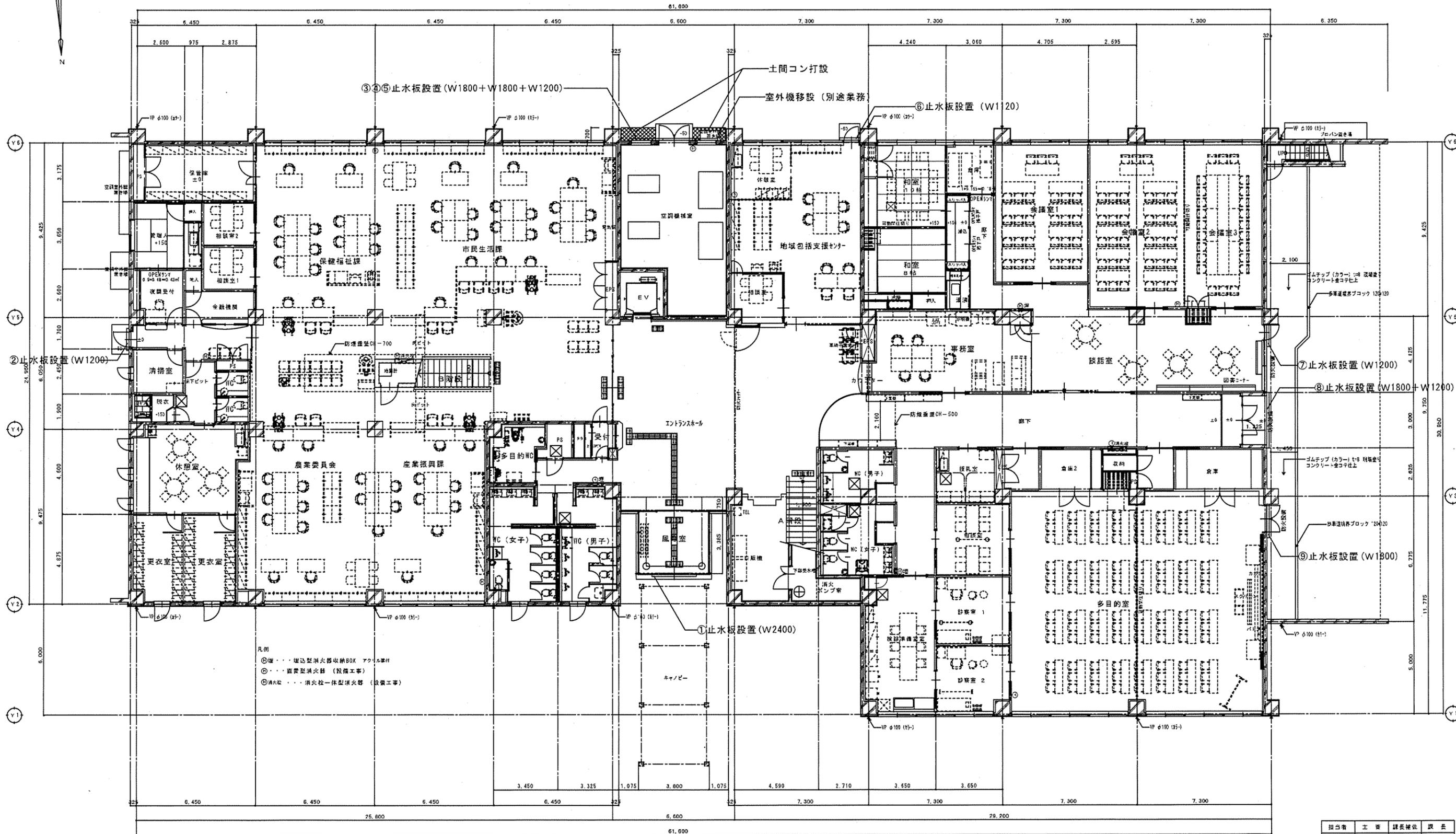
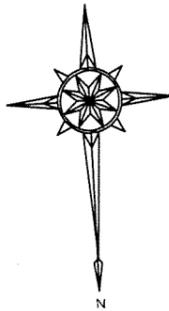


業務場所

田主丸総合支所
田主丸校区
田主丸センター

海羽工業高等学校

田主丸町田主丸



凡例
 ① 壁付型消火器収納BOX (アール案件)
 ② 直立式消火器 (設備工事)
 ③ 消火栓 (消火栓一体型消火器 (設備工事))

担当者	工事	課長補佐	課長

特記事項
 止水板はAnsaforce社製FLASHALL同等品とする
 室外機移設は別途業者が実施するため、工程・内容については別途業者と調整すること

久留米市都市建設部建築課

委託者 田主丸総合支所止水板設置業務委託
 1階平面図

図号 1:100
 年月日 2024年4月
 設計者

